

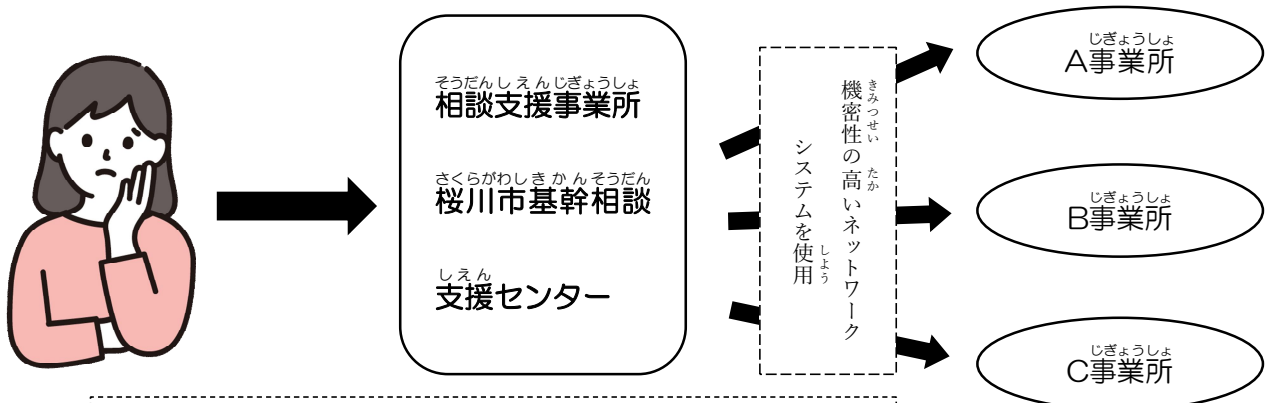
さくらがわしちいきせいかつしえんきょてんとどうじぎょう とうろく 桜川市地域生活支援拠点等事業への登録について

さくらがわしちいきせいかつしえんきょてん
桜川市地域生活支援等拠点とは…

____さん のことを、地域の障害福祉サービス事業所に事前に知
ってもらい、いつも支援してくれる方が急に支援が困難になったり、住
むところに困ったり、自立に向けてサービスを体験したい時に、サービス
を使いやすくするための仕組みの事です。

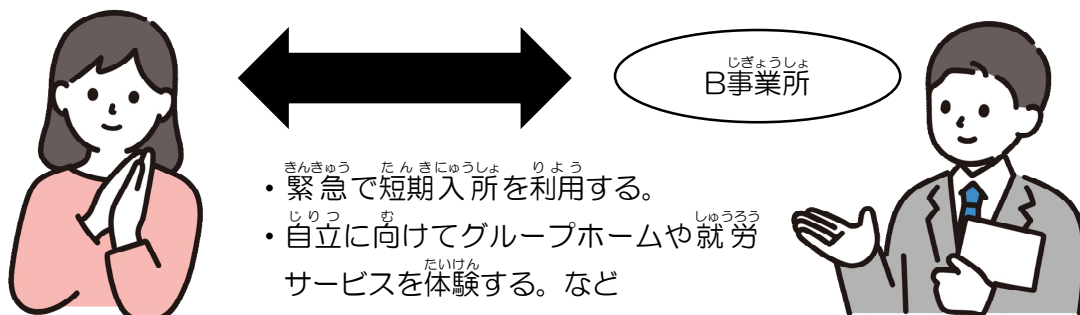
きゅう こま しょうらい む たいけんりよう そな
急な困りごとや将来に向けての体験利用に備え、____さん のことを

じぜん ちいき じぎょうしょ し
事前に地域の事業所に知ってもらいます。



さい てちょう きゅう しょうがいねんきん きゅう しょうがい とくせい
○歳、△△手帳○級、障害年金○級、障害の特性、
つういんじょうきょう かぞく じょうきょう りようじょうきょう など
通院状況、家族の状況、サービスの利用状況 など
※氏名・住所・生年月日はシステム上では共有しません。

しょうがいふくし ひつよう とし しない じぎょうしょ しえん
障害福祉サービスが必要な時に、市内の事業所がスムーズに支援します。



- 機密性の高いネットワークシステムを使って、情報共有します。
- いつでも当事業の利用を中止できます。(中止するとシステム上の情報共有は終了します。)
- 利用者は、共有している情報の開示を求めたり、特定の事業所への情報共有を拒否する権利があります。

この事業に登録できる人は、桜川市にお住まいの方で、以下のいずれかに該当し、緊急時の生活に不安をお持ちの方です。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方
- 自立支援医療（精神通院医療）をご利用されている方
- 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- その他、障害福祉サービスの対象となり得る方

※ 65歳以上の方は、原則、介護保険サービスの利用が優先となります。

【申請窓口・お問い合わせ先】

桜川市障害者基幹相談支援センター（桜川市役所 社会福祉課内）

桜川市岩瀬64-2 TEL 0296-75-3126（直通）FAX 0296-75-3126

開所時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）AM 8:30 ~ PM 5:15



情報共有システムにおける個人情報使用説明書

(使用の目的)

1 インターネットを活用した情報共有システムを使って、桜川市に地域生活支援拠点等事業所として登録された事業所内で、利用者の個人情報を共有し、福祉サービスに繋がりやすくすることを目的とします。

(利用媒体)

2 インターネットを介し、拠点等事業所のスマートフォン、タブレットもしくはパソコンなどで情報共有する手段として、安全性が高い完全非公開型・医療介護専用SNS(株式会社カナミックネットワークシステムのトリトラス)を使用します。

(使用にあたって)

3 システム上の個人情報のやりとりは、拠点等事業担当者間及び前述した目的の範囲内の内容にとどめ、個人情報保護法に基づき適切に管理します。利用者及び家族に利用料金がかかることは一切ありません。

(情報共有の内容について)

4 情報共有の内容については、以下の通りです。但し、利用者及び家族の氏名・生年月日・住所については、システム上では共有しません。緊急時やサービスの体験利用時に、拠点等事業所から桜川市や、拠点等事業所へ問い合わせがあった場合は、必要な範囲で情報を開示します。

また、拠点等事業所で利用者受入の検討の為、担当者以外の事業所の職員間で必要な情報を共有する場合があります。

- ・ サービス利用等計画・障害児支援利用計画内の申請者の現状(基本情報)
- ・ (障害福祉サービス未利用の場合)基幹相談支援センターが作成した支援情報
- ・ ADL情報、その他支援に必要な情報

(利用者が有する権利)

5 利用者は、情報共有システムについて、以下の権利があります。

- ・ 共有している情報の開示を求める。
- ・ 特定の事業所への情報共有を拒否する。
- ・ 利用者に関するシステム上の情報の削除を求める。

(問い合わせ先)

6 情報共有システムに関するお問い合わせは下記までお願いします。

桜川市役所 保健福祉部 社会福祉課 (桜川市障害者基幹相談支援センター)

〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬 64 番地 2 電話番号：0296 - 75 - 3126 (直通)